

平成八年（ワ）第一〇号
原告 外川 正
被告 社会保険診療報酬基金

一九九七年十一月二五日

右原告訴訟代理人
弁護士 山中 邦 紀
弁護士 佐々木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御中

準 備 書 面

第一 一九九七年七月一八日付け原告準備書面において、再釈明を求め認否を留保した部分について次のとおり認否する。

一 一九九六年六月二四日付け被告準備書面（二）について

1 第二 歯周治療用装置と暫間被覆冠について

第一項 歯周治療用装置について

1 歯周治療用装置の意義

第一段 おおむね認める。ただし、歯周治療用装置を用いるのは歯槽膿漏症に罹患している患者に限らない。歯槽膿漏症に罹患している患者を含み、歯周疾患を有する患者に用いるものである。

第二段 「再評価」については、一九九七年九月一日付け原告準備書面 第二 一 （四） 注3を参照のこと。「再評価検査」とは、「再評価」のうち療養担当規則の定める要件を満たした場合に保険点数の算定が認められるものであり、あくまでも保険点数算定上の概念である。およそ、歯周治療とは「再評価」に基づいて病状を把握し、治療方針を立てながら進めていくものであり、歯周治療計画の見直しは、「再評価」に基づいて行うものであって、「再評価検査」に基づいて行うものではない。従って、この文節の「再評価検査」は「再評価」でなければならない。なお、文中の用語「被覆冠」「床義歯」の使用に誤りがある。「被覆冠」については、平成九年七月一八日付け原告準備書面 二 1 一三行目を参照のこと。同様に、「床義歯」には暫間義歯が含まれない。

2 同

第三項 歯周治療用装置と暫間被覆冠の違いについて

第一段 認める。

第二段 歯周治療計画の見直しは、「再評価検査」に基づいて行うものではなく、「再評価」に基づいて行うものであることは、前記のとおり。従っ

て、ここでの「再評価検査」は「再評価」が正しい。

なお、この文節は、冒頭「すなわち、……」から、四行目「……になるが、」までは別として、晦渋で理解しがたい。次のように読むことを前提に、「再評価検査」および「歯冠形成」の他は認める。「再評価検査」については、前記のとおり。「歯冠形成」については、平成七年七月一八日付け原告準備書面 二 3 五行目を参照のこと。

「歯周治療用装置と暫間被覆冠は構造的に同じものである。歯周治療用装置は歯槽膿漏症の治療を目的として使用されるのに対して、暫間被覆冠は鑄造冠などの支台歯形成を行った後に象牙質の露出による歯の疼痛や細菌感染などを防ぐため、また、咬合及び歯列の変化を防ぐために装着される。」

二 第三 本件減点査定の対象となったいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」について

第一項 A子患者に対する処置について

第二段 認める。なお、「再評価」を行っていることについては一九九七年九月一日付け準備書面において述べているとおりである。

第二項 B子患者に対する処置について

第三段 認める。なお、「再評価」を行っていることについては一九九七年九月一日付け準備書面において述べているとおりである。

第二 一九九七年九月一日付け原告準備書面において、再釈明を求め認否を留保した部分について次のとおり認否する。

一 一九九七年一月一七日付け被告準備書面（三）

第一 歯槽膿漏症について

第二項 歯槽膿漏症の治療方法について

1 治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）

ウについて

歯周治療計画の見直しは、「再評価検査」に基づいて行われるものではなく、「再評価」に基づいて行われるものである。従って、この文節の「再評価検査」は「再評価」が正しい。なお、「再評価」は「一か月経過して」等一定期間の経過とは関わり無く行われるものである。

二 同

（注）6について

歯周治療の各段階における評価は、「再評価検査」に基づいて行われるものではなく、「再評価」に基づいて行われるものである。従って、この説明は誤りである。「再評価検査」は、先に述べたとおり保険点数算定上の概念にすぎない。

第三 平成九年一月一七日付け被告準備書面（三）の第二「原告の平成八年一〇月一日付け原告の準備書面に対する反論」について次のとおり認否する。

一 第一項 面接懇談拒否の主張について

1 1 認める。

2 2 (一)乃至(三) 認める。

(四) 不知。

(五) 認める。ただし、原告は、前例を根拠にして、歯科医師会関係者の立ち会いを求めたのに対し、被告は理由を明示することなくこれを拒否したものであるから、原告が納得しなかったのは当然である。

(六) 第一 二段 認める。

第三段 「そこで、……繰り返したため、」は認め、その余は不知。

(七) 「原告が自ら面接懇談を断った」との点は否認し、その余は認める。原告が支払基金において正式な面接懇談を求めたにもかかわらず、被告はこれを回避し非公式の懇談を求めたので、原告は応じられなかったものである。

3 3 争う。

二 第二項 本件各患者に対する処置について

1 1 A子患者に対する処置について

(一) 第一段 認める。

第二段 前段は認め後段は争う。A子患者が平成七年六月中通院したのは、二・五・六・一三・一三・二三日の六日間である。

(二) 第一段 認める。

第二段 不知。ただし、「本件とは事情が異なる」との点については争う。

(三) 第一段 認める。

第二段 前半の「一般的に歯槽膿漏症は慢性的な疾患である」および「歯槽膿漏の処置、歯肉のマッサージ、歯周治療用装置の装着を行うことにより一週間程度で歯肉の状態が一時的に改善されることもある」旨の被告の主張は認め、その余は争う。

すなわち、被告は「根本的に改善しているかどうかの判断は、一、二か月をおいて検査するのが通常の方法であり」旨主張するが、根本的に改善しているかどうかを判断する時期は症例によって異なるものであり、一、二か月をおいて検査するのは歯周病学的にみて必ずしも通常の方法ではない。

被告の引用する「保険発二五号」の規定は、「再評価検査」に関わる点数算定上のルールにとどまる。

第三段 争う。歯周治療の初期の段階において治療対象のすべての古い冠が除去され、冠を除去した歯牙に対して歯周治療用装置（歯科医学専門用語としては暫間被覆冠が正しい）を装着して治療が進められる場合がある。このような治療方法は、噛み合わせに問題がありその噛み合わせを変える必要がある場合に適している。また、この治療方法には、歯槽膿漏症の治療を比較的短期間に

完了させることができるという利点がある。その反面、上下顎の噛み合わせの関係が一時的に失われることがあるため、患者固有の噛み合わせの再現が変化しやすいという欠点がある。そのため、この治療方法がすべての患者に採用されるということはない。噛み合わせに問題がない患者においては、患者固有の噛み合わせをできるだけ変化させないようにするため、個々の歯の処置を進めながら歯周治療を行う場合も少なくない。このような治療方法が採用された場合、治療の進行した過程で歯周治療用装置が装着されることがある。

以上述べたように、歯周治療用装置の装着は、歯槽膿漏症の治療の早期に装着することもあるものの、症例によりあるいは治療上の必要性に応じて、治療の進行した過程で行われる場合もある。

当該の患者の治療は、左奥歯・右奥歯・前歯の順で、齲蝕やその他の処置を進めながら、歯周状態の改善しつつある時点で最終補綴処置の前に歯周治療用装置を装着した。

以上のことから、この被告の主張は、歯科医療の実情を無視したものであり、誤りである。

第四段 争う。

第五段 「P (・) 型の……制限が多い。」は認め、その余は争う。歯周治療計画の見直しは、「再評価検査」に基づいて行われるものではなく、「再評価」に基づいて行われるものである。従って、この文節の「再評価検査」は「再評価」が正しい。また、最終的な歯冠修復を行う前に「再評価」は行うものの、必ずしも「再評価検査」が必要とされるものではない。

2 2 B子患者に対する処置について

第一 二段 認める。

第三段 この文節は晦渋で、容易に理解できないが、被告の主張の趣旨は「適応検査・精密検査・再評価検査を実施した後、古い冠を除去して新たに歯周疾患が発見されることはない」ということと考えられるので、その前提に立って認否をする。

一般論として、特定の検査の実施イコール全ての疾患の発見と断定することは医学上正しくない。

歯肉の検査により、総合的に臨床症状を把握していても、既存の冠の辺縁部による刺激や冠内部の齲蝕さらに不良な根管処置に伴う根尖病巣に起因する歯肉の障害を判定することは困難である。冠の除去やその後の経過観察により、新たな診査が可能となり、新たに歯肉の診断がなされる。その結果、新たな診断の基で治療が必要になる。したがって、歯肉の検査により総合的に臨床症状を把握したからといって、その後の歯肉の病変の発現を否定する被告の考えは、歯科医学的に正しくない。

以上のことから、この箇所の被告の主張は誤りである。

第四段 争う。歯周治療計画の見直しは、「再評価検査」に基づいて行われるものではなく、「再評価」に基づいて行われるものである。従って、「再評

価検査」は「再評価」が正しい。また、原告が「再評価」を実施していることについては、すでに主張しているとおりである。

第五段 認める。ただし、被告は「診療内容不備」として返戻して来たが、問い合わせても、具体的にその指摘はなかった。具体的指摘がないのに対し、反論できないのは当然で、再提出は、「診療内容不備」がないことを主張してなされたものである。本訴において、はじめて被告が減点査定の理由として挙げたところを見ても、保険点数算定上の見解を述べているのであって、患者の症状に対する不備な診療を指摘したものではない。

第六段 争う。

3 3 C子患者に対する処置について

認める。ただし、本件訴訟に至るまで、このような被告の説明は無かった。